

平成29年3月1日現在

| 商品名       | ながさき借換応援住宅ローン  |         |                       |         |   |         |  |
|-----------|--|---------|-----------------------|---------|---|---------|--|
| ご利用いただける方 | <p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>■お申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、完済時の年齢が満81歳以下の方<br/>※加入される団体信用生命保険に応じた年齢条件が別途ございます。</p> <p>■年収・勤続年数等が下記基準を満たす方</p> <table border="1"> <tr> <td>給与所得者の方</td><td>勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上</td></tr> <tr> <td>会社代表者の方</td><td>勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上<br/>(法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。)</td></tr> <tr> <td>個人事業主の方</td><td>営業2年以上、前年度所得200万円以上<br/>(税金の滞納や延滞がないことが必要です。)</td></tr> </table> <p>■お借換え対象の借入金の返済実績が2年以上あり、原則として直近1年間ご返済に遅延がない方</p> <p>■団体信用生命保険への加入が認められる方</p> <p>■お取引店のお近くにお住まい、またはお勤めの方<br/>※現住所が当行の営業エリア内にあることが条件となります。</p> <p>■保証会社の保証が受けられる方</p>  | 給与所得者の方 | 勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上 | 会社代表者の方 | 勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上<br>(法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。) | 個人事業主の方 | 営業2年以上、前年度所得200万円以上<br>(税金の滞納や延滞がないことが必要です。) |
| 給与所得者の方   | 勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上  |         |                       |         |   |         |  |
| 会社代表者の方   | 勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上<br>(法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。)  |         |                       |         |   |         |  |
| 個人事業主の方   | 営業2年以上、前年度所得200万円以上<br>(税金の滞納や延滞がないことが必要です。)   |         |                       |         |   |         |  |
| お使いみち     | <p>■お申込人またはご家族がお住まいになる住宅・マンションに関するお借入金の借換資金<br/>※お申込人に所有権があることが条件となります。</p> <p>■上記と同時に申込みいただけるリフォーム資金</p>  |         |                       |         |   |         |  |
| お申込金額     | <p>■50万円以上5,000万円以内(1万円単位)<br/>※ただし、当初の建築・購入価格の範囲内とさせていただきます。</p>  |         |                       |         |   |         |  |
| ご返済期間     | <p>■1年以上35年以内(1年単位)<br/>※ただし、当初購入から36年を超えない期間とさせていただきます。<br/>※長期優良住宅の戸建て、もしくはRC造(鉄筋コンクリート造)・SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)のマンションの場合は、最長40年まで可能(住宅の築後年数に応じた返済期間の上限がございます。)</p>   |         |                       |         |   |         |  |
| お借入利率     | <p>以下のいずれかをご選択いただきます。(ご返済の途中に変更はできません。)</p> <p>■金利選択型<br/>固定金利特約(3年・5年・10年・15年・20年)を結ぶことによって、特約にて定めた期間(特約期間)の金利を固定することができます。特約期間終了後は変動金利になりますが、再度固定金利特約を結ぶことも可能です。<br/>(固定特約期間中は変動金利等への金利の変更はできません。)</p> <p>■変動金利型<br/>当行が独自に決定する「住宅ローン変動金利」を基準金利として、この変動幅に連動します。</p> <p><b>【変動金利期間中の金利見直しについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の金利見直しルール<br/>お借入後の利率は基準利率の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率変更の基準日は毎年4月1日と10月1日の2回となり、基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日から適用されます。</li> <li>・5年毎の返済額見直しルール<br/>返済額の見直しは5年毎に行い、この間に金利が変更になった場合は返済額のうち元金部分の金額を増減させることで調整します。ただし、返済額の急激な上昇を防ぐため、変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とさせていただきます。<br/>※固定金利と変動金利を組み合わせた「ミックス型金利」もございます。 詳細については、窓口にお問い合わせいただくか、ローン専用サイト「296919.jp」にてご確認ください。</li> </ul> <p>※現在の金利については、窓口にお問い合わせいただくか、ローン専用サイト「296919.jp」にてご確認ください。</p> |         |                       |         |   |         |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 担保                 | ■土地・建物に対して、保証会社が第1順位の抵当権を設定させていただきます。<br>※抵当権設定費用は別途ご負担いただきます。  |
| 保証人                | ■原則として不要<br>※ただし、土地・建物に持分のある方、収入合算をされる方には連帯保証人となっていただきます。また、保証会社が条件とした場合も連帯保証人が必要です。  |
| 保証会社               | ■西日本信用保証株式会社・九州総合信用株式会社のいずれか  |
| 保証料                | ■お借入時に保証会社所定の保証料が必要です。<br>(例) お借入金額1,000万円・ご返済期間20年の場合: 148,100円~288,660円   |
| ご返済方法              | ■元利金均等毎月返済(6ヶ月毎の増額返済もご利用いただけます。)  |
| 保険                 | <p>■団体信用生命保険<br/>当行の指定する保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。保険料は長崎銀行が負担します。</p> <p>■火災保険<br/>建物に対する建物評価相当額の長期火災保険に融資期間以上加入していただくか、加入されていることを確認させていただきます。</p> <p>■債務返済支援保険<br/>病気やケガによる入院などの際に毎回のご返済相当額を保障するもので、ご加入は任意となります。保険料はお客様のご負担となり、ローン基準金利に保険料率分を上乗せしてご返済金と合わせ口座からのお引き落しとなります。</p> <p>※保険料率については、窓口にお問い合わせください。</p>  |
| 手数料                | <p>お借入時には以下の手数料が必要です。</p> <p>■保証事務取扱手数料…54,000円(消費税等込)<br/>金利選択型をご選択された場合、固定金利特約を設定する際には以下の手数料が必要です。</p> <p>■新規お借入時…無料</p> <p>■変動金利期間中の固定金利特約設定時…5,400円(消費税等込)<br/>繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合、以下の手数料が必要です。</p> <p>■全額繰上返済手数料…固定金利期間中43,200円(消費税等込)<br/>…変動金利期間中5,400円(消費税等込)</p> <p>■返済条件変更手数料…5,400円(消費税等込)</p>   |
| 正式なお申込み時にご用意いただくもの | <p>■通帳・お届け印・実印(通帳をお持ちでない方は、新規に作成していただきます。)</p> <p>■ご本人を確認できる資料<br/>(原則、運転免許証または写真付住民基本台帳カードまたは個人番号カード)<br/>※運転免許証等をお持ちでない方は、パスポート・健康保険証のいずれかと現住所の確認できる住民票の写し等をあわせてご用意ください。</p> <p>■収入を確認できる資料(所得証明書・源泉徴収票・住民税課税決定通知書のいずれか)<br/>※会社代表者の方は所得証明書または住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。<br/>※個人事業者の方は税務署発行の納税証明書2年分(その1・その2)が必要です。</p> <p>■お使いみちの確認できる資料(見積書・現在の借入金残高が表示された資料等)</p> <p>■借換対象ローンの残存期間および残高が確認できる書類(返済予定表等)の写し</p> <p>■ご返済状況が確認できる書類(ご返済用通帳等)の写し(1年分)</p> <p>■火災保険証券の写し(すでに加入されている場合)</p> <p>■建物平面図(マンションの場合は間取図)</p> <p>■長期優良住宅の認定通知書<br/>※長期優良住宅に対して住宅ローンのお借換えを35年超40年以内でお申込みいただく場合</p> <p>■住民票(ご家族全員の記載のある、発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>■土地・建物の不動産登記簿謄本(発行日より3ヶ月以内のもの)</p> <p>■字図・前面道路の要約書</p> <p>※その他の資料をご用意いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> |

※銀行および保証会社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。